《ユニティちゃんライセンス条項・要約版》 2.00 バージョン

2014/03/06 作成 2014/05/19 修正 2015/12/01 改定

【はじめに】

<u>ユニティちゃんライセンス条項</u>(以下、「本ライセンス」といいます)は、ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社(以下、「弊社」といいます)が権利を有するキャラクターに関して、クリエイターの皆様に<u>弊</u> 社キャラクターを使った二次創作活動を広く許諾することを宣言するためのものです。

弊社キャラクターを使って有償・無償を問わず二次創作活動を行うクリエイターの皆様は、弊社キャラクターの利用を開始することによって、本ライセンスの内容に同意したものとみなされます。

本ライセンスの元で、クリエイターが「できること」「できないこと」は、以下のとおりです。

【クリエイターができること】

- ○弊社キャラクターの二次創作物をつくること
- ○弊社キャラクターの二次創作物を、作成したクリエイター自身が公開したり、頒布すること。 その際、頒布を受けるユーザーにも本ライセンスを継承させる旨を、UCL ロゴもしくはライセンス表 記のいずれかの表示をもって宣言すること

【クリエイターができないこと】

- 〇他の人が作った作品を、自分のものと偽って公開・頒布したり、他の人が権利を有している作品や キャラクターを、権利を持っている人の許可を受けることなしに使用すること
- ○弊社および弊社キャラクターの価値や品位を下げるような使い方をすること
- 〇他の人を不快にさせたり、または他の人を差別したり、傷つける目的で弊社キャラクターを使うこと。特定の信条や宗教、政治的発言のために、弊社キャラクターを使用すること
- 〇別途弊社からの許可を受けることなしに、弊社のオフィシャル商品であると誤認されるような使い 方をすること

【UCL ロゴ、もしくはライセンス表記の表示について】

本ライセンスの元で弊社キャラクターを使った二次創作活動を行っていることを提示するために、クリエイターの皆様が創った二次創作物を公開したり頒布する時には、UCL ロゴ、もしくはライセンス表記のいずれかを、二次創作物の本体もしくはその説明書や奥付、パッケージ、もしくは公開するホームペ

一ジ等に表示するようにしてください。

UCL ロゴ、もしくはライセンス表記の例



【弊社キャラクターのデジタルアセットデータを再配布する場合】

弊社キャラクターのデジタルアセットデータを、git 等の共有 WEB サービスを使って再配布する場合、ライセンスロゴもしくはライセンス表記の掲示に加えて、ライセンス関連ファイルー式を同梱して配布するようにしてください。ライセンス関連ファイルー式は、こちらよりダウンロードできます。

【弊社キャラクターを含まないデジタルアセットデータのみの利用の場合】

弊社キャラクターのデジタルアセットデータの一部を、弊社キャラクター以外のものに転用した場合には、本ライセンスではなく、別途定める「アセットストア利用規約およびエンドユーザーライセンス契約」にのみ従うものとします。

【本ライセンスの正文およびキャラクター利用のガイドライン(FAQ)について】

本要約版は、ユニティちゃんライセンス条項の要約です。《ユニティちゃんライセンス条項》の正文は、<u>こちら</u>をご確認ください。本ライセンスに関する弊社とクリエイターの皆さんとの法律関係は《ユニティちゃんライセンス条項》の正文に従うものとし、万が一かかる正文と本要約版との間に矛盾がある場合にはかかる正文が優先するものとします。

また《<u>キャラクター利用のガイドライン</u>(FAQ)》では、本ライセンスの元で、クリエイターの皆さんが「できること」「できないこと」を詳しく具体例をあげて説明していますので、参考にしてください。

【お問い合わせ】

本ライセンスに関してご不明な点等ございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。 ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社

unity-chan@unity3d.co.jp